

# 福祉用具貸与・購入

福祉用具を使いたい、介護する住まいの環境を整えたいときに貸与を受けられるサービスです。  
・原則、要支援1・2、要介護1の方は①～④のみ利用できます。⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。

(尿だけを自動的に吸引できるものは要支援1・2、要介護1～3の方も利用できます。)

・月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割、2割又は3割が自己負担額です。

※郵便番号順

令和7年6月1日 現在

地区	No.	事業所名	住 所	電話番号	備考
下館	1	老田介護サービスセンター	筑西市丙214	25-2370	
	2	(株)大島輪業	筑西市二木成924	24-5306	
	3	(株)須藤	筑西市玉戸2120	28-5211	
協和	4	昊栄レンタルサービス	筑西市門井1675-1	57-9971	
	5	(株)ロングライフ 筑西営業所	筑西市横塚61-1	54-5775	

次の13種類が貸し出しの対象となります。

- ① 手すり(工事をとみなわないもの)
- ② スロープ(工事をとみなわないもの)
- ③ 歩行器
- ④ 歩行補助つえ(松葉つえ、多点つえ等)
- ⑤ 車いす(自定用標準型車いす・普通型電動車いす・介助用標準型車いす)
- ⑥ クッション、電動補助装置等の一定の車いす付属品
- ⑦ 特殊寝台
- ⑧ 特殊寝台付属品  
(サイドテーブル、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)
- ⑨ 褥そう(床ずれ)予防用具
- ⑩ 体位変換器
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑫ 移動用リフト(吊り具を除く)
- ⑬ 自動排せつ処理装置

・月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割又は2割が自己負担額です。

※用具の種類、事業所によって貸し出し料は異なります。

## 福祉用具購入

次の福祉用具は、購入品になります。

- ・ 移動用リフトの吊り具
- ・ 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- ・ 自動排せつ処理装置の交換部品
- ・ 排せつ予測支援機器
- ・ 簡易浴槽
- ・ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト)
- ・ 固定用スロープ
- ・ 歩行器(歩行車を除く)
- ・ 歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)

※年間10万円まで利用可能 (毎年4月から1年間)